⑺　自己資本利益率（収益率）の推移
　有価証券報告書提出日の直近３計算期間（６月を１計算期間とする投資法人にあっては、６計算期間）について、第四号の三様式の「記載上の注意」⑽に準じて記載すること。
⑻　役員の状況
　有価証券報告書提出日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」⑽に準じて記載すること。
⑼　その他
ａ　有価証券報告書提出前１年以内（６月を１計算期間とする投資法人にあっては、６月以内）において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。
ｂ　ａ以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」⑽に準じて記載すること。
⑽　名称、資本金の額及び事業の内容
　資本金の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
⑾　大株主の状況
　有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」⑽に準じて記載すること。
⑿　役員の状況
　有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」⑾に準じて記載すること。
⒀　名称、資本金の額及び事業の内容
　資本金の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
⒁　投資法人の現況
　有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」⑷に準じて記載すること。
⒂　販売及び買戻しの実績
　有価証券報告書提出日の直近３計算期間（６月を１計算期間とする投資法人にあっては、６計算期間）について、第四号の三様式の「記載上の注意」⑸に準じて記載すること。
⒃　参考情報
　当計算期間において、法第25条第１項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。

第六号様式記載上の注意㈠ｆ中「提出会社」を「提出者」に、「特定預託証券等」を「特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券」に改め、同記載上の注意㈠に次のように加える。

ｊ　提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下ｊにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

第六号様式記載上の注意⑸中「直近３計算期間」の次に「（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）」を加え、「投資法人」を「外国投資法人（同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている外国投資法人を含む。以下この様式において同じ。）」に改め、同記載上の注意⑹、⑺及び⑮中「投資法人」を「外国投資法人」に改め、同記載上の注意⑯中「その」を「それらの」に改める。

第六号の十一様式第１の５に次のように加える。

⑷【買戻し等の実績】⑸

第六号の十一様式第４の１⑺中「⑸」を「⑹」に改め、同様式第４の２⑸中「⑹」を「⑺」に改め、同様式第５中「⑺」を「⑻」に改め、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）
⑴　一般的事項
ａ　記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
ｂ　提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、この様式中「第４　発行者及び関係法人情報」の次に「第４の２　その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第２　保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
ｃ　この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
ｄ　有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
ｅ　提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下ｅにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。
⑵　管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等
ａ　管理資産の流動化の仕組みの概要（発行者、原保有者（管理資産を構成する資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。）をいう。⑸において同じ。）、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。
ｂ　提出者が資産流動化法第２条第３項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第４項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。
⑶　損失及び延滞の状況
　有価証券報告書提出日前３年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、第五号の二様式の「記載上の注意」⑵に準じて記載すること。
⑷　収益状況の推移
　有価証券報告書提出日前３年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」⑵に準じて記載すること。
⑸　買戻し等の実績
　管理資産を構成する債権（管理資産を構成する資産が第23条第２号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する債権）が一定の属性を有しない場合又は当該債権について一定の事由が生じた場合に原保有者その他の者が当該債権を取得する義務を負う場合には、当該取得に関する実績（当該取得がなされなかったことを含む。）を記載すること。
⑹　その他
ａ　有価証券報告書提出日前１年以内（６月を１計算期間とする場合（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている場合を含む。⑺ａにおいて同じ。）にあっては、６月以内）において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。
ｂ　上記以外については、第五号の二様式の「記載上の注意」⑶に準じて記載すること。